

全米行方不明・被搾取児童センターから提供されるサイバーチップラインレポート
の活用について（通達）

令 7. 1. 20 警察庁丁人少発第39号 警察庁生活安全局人身安全・少年課長
から警視庁生活安全部長、各道府県警察（方面）本部長あて
（参考送付先）警察大学校生活安全教養部長、各管区警察局広域調整担当部長

（概要）

警察庁が全米行方不明・被搾取児童センターから提供を受けているサイバーチップラインレポートの適切な活用について指示したもの。